

(目的)

第1条 この要領は、公益財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団（以下「財団」という。）がインターネット上に公開しているホームページへの広告掲載に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 財団ホームページ

財団が管理するホームページで、ドメイン名が「hachiojibunka.or.jp」のページのことをいう。

(2) 財団トップページ

財団ホームページのトップで、URLが「http://www.hachiojibunka.or.jp/」のページのことをいう。

(3) バナー広告

財団ホームページ内に表示される広告画像で、広告主の指定するホームページへリンクするものをいう。

(広告掲載基準)

第3条 掲載する広告はバナー広告とし、その内容およびリンク先として指定するホームページの内容等が、次のいずれにも該当しないものとする。

(1) 財団の公共性及びその品位を損なうおそれがあるもの

(2) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝にかかるもの

(3) 公共の秩序、善良な風俗に反するおそれのあるもの

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年7月10日法律第122号）の適用を受ける業種のもの

(5) その他、掲載する広告として適当でないと認められるもの

(広告の規格)

第4条 広告は原則として動きや反転のないもので、次の要件を満たすものとする。

(1) 大きさ 縦60ピクセル×横200ピクセル

(2) 形式 GIF形式（アニメーション不可）またはJPG形式

(3) 容量 30KB以下

(4) 代替テキスト 30文字以内（広告主の企業・団体名等の正式名称は除く）

2 次の表現を含んだバナー広告は、利用者の意思に反した動きをしたり、利用者に誤解を与えたりするおそれがあるため、禁止とする。

(1) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン

(2) アラートマーク（警告表示）

(3) ラジオボタン（選択できるように見えるもの）

(4) テキストボックス（入力できるように見えるもの）

(5) プルダウンメニュー（下に選択肢かあるように見えるもの）

3 利用者が財団の事業と錯誤しやすい表現などを用いないものとする。

4 広告のデザイン及び色彩などは、財団ホームページのイメージを損なわないものとする。

5 前各項に掲げるもののほか、広告のデザインに関しては、広告主と財団とで事前に調整を行い掲載するものとする。

(広告掲載の位置)

第5条 掲載する広告の位置は財団トップページとし、掲載位置は財団が指定する。

(広告掲載の順序)

第6条 掲載する広告の掲載順序は、次のとおりとする。

- (1) 市内に事業所等を有するものの広告
 - (2) 市外に事業所等を有するものの広告
- 2 前項の規程にかかわらず、広告の内容等を考慮し、効果的な広告をすることが望ましいと認められる場合は、掲載順序を変更することができる。

(広告掲載料)

第7条 広告掲載料は別表1に定める。

(掲載期間)

第8条 広告の掲載期間は1か月を単位とし、継続しての掲載は各年度最大12か月とする。ただし、財団が認めた場合はこの限りでない。

- 2 広告の掲載を開始する日は、原則として当該広告を掲載する月の初日とし、掲載を終了する日は、原則として当該広告を掲載する月の最終日とする。
- 3 掲載を開始する日または終了する日が、財団ホームページを所管する課の休業日にあたる場合は、前項の規程にかかわらず、翌営業日の午後より掲載を開始または終了する。

(広告掲載の申し込み)

第9条 広告掲載の希望者は、広告のデザイン案を添付した広告掲載申込書(第1号様式)を提出するものとする。

(広告掲載の決定等)

第10条 理事長は、広告掲載の申込みがあったときはこれを審査し、掲載を決定したときは申込み者へ通知するものとする。

- 2 申込の数が財団の定める広告掲載枠数を超えた場合は、抽選により広告掲載を決定するものとする。

(広告掲載料の納入)

第11条 広告掲載の決定を受けたもの(以下「広告主」という。)は、広告掲載料を財団が指定する期日までに一括して納付するものとする。ただし、理事長が特に認めたときは、この限りではない。

(広告掲載料の返還)

第12条 既納の広告掲載料は返還しない。ただし、広告主の責によらない理由により広告掲載ができなかったときは、既納の広告掲載料の一部または全部を返還することができる。

- 2 前項の規程により返還する広告掲載料には利子を付さない。
- 3 第8条第3項の規程により掲載期間が短縮された場合は、広告掲載料の返還はしない。

(広告主の責任等)

第13条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

2 広告原稿の作成経費は、広告主の負担とする。

(広告掲載の取り下げ)

第14条 広告主は自己の都合により、広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は書面により理事長に申し出なければならない。

3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納入済みの広告掲載料は返還しない。

(広告掲載の取り消し)

第15条 理事長は、次の各号のいずれかに該当するときは、掲載を中止し、または掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 広告主から広告掲載を中止する申出があったとき

(2) 広告主がリンク先として指定したホームページが閉鎖されたとき

(3) 広告主がリンク先として指定したホームページの内容等が、申し込み時から変更され、第3条の規定に反する状態に至っていると理事長が判断したとき。

(4) 期日までに広告掲載料が納入されないとき

(5) 広告主が虚偽の申込みまたは不正の手段により広告掲載の決定を受けたとき

(6) 広告主が指定期日までに広告原稿を提出しなかったとき

(7) その他、理事長が特に必要があると認めたとき

(掲載期間の延長)

第16条 広告掲載期間中に財団の都合によりホームページを閉鎖した場合は、次のとおり広告掲載期間を延長する。ただし、関連機器の保守点検及び天災、地変、その他の自然災害などの理由でやむを得ず閉鎖する場合を除く。

(1) 閉鎖時間が6時間以上24時間未満の場合 1日延長

(2) 閉鎖時間が24時間以上 閉鎖日数+1日延長

2 前項において、延長する日の最終日が、財団ホームページを所管する課の休業日にあたる場合は、翌営業日まで掲載するものとする。

(リンク先の変更)

第17条 広告主は、広告のリンク先を変更しようとするときは、7日前までに財団へ書面で通知するものとする。

(譲渡等の禁止)

第18条 広告主は、財団ホームページに広告を掲載する権利を第三者に譲渡または転貸してはならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めのない事項については、財団と広告主が協議の上、決定するものとする。

(委任)

第20条 この要領に定めるもののほか必要な事項については、別に定める。

附則

この要領は平成 24 年 9 月 1 日より施行する。

別表 1 (第 7 条関係)

(単位：円)

| 掲載期間 | 1 枠の広告掲載料 |
|------|-----------|
| 1 か月 | 3,500 |
| 3 か月 | 10,000 |
| 6 か月 | 19,000 |

※広告最大掲載枠は 10 枠とする。

平成 年 月 日

(あて先)

公益財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団
理事長 殿

申込者 所在地：〒

法人名：

役職・代表者名：

担当者氏名：

T E L：

F A X：

E メール：

公益財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団 ホームページ広告掲載取扱い要領第9条の規定に基づき、
広告掲載を下記のとおり申し込みます。

記

1. 掲載内容

(1) 主な事業、バナー広告の内容など

※バナー広告のデザイン案（印刷したもの）を添付します。

(2) 掲載希望期間（希望する月を○で囲んでください。）

4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

(3) リンクを希望するWEBサイトのURL（http://またはhttps://から記入）

(4) 代替テキスト（企業・団体の正式名称を除く 30文字以内のテキスト）

2. 掲載箇所 トップページ（<http://www.hachiojibunka.or.jp/>）

3. 広告掲載料

| 該当箇所に○ | 掲載期間 | 広告掲載料（税込） |
|--------|------|-----------|
| | 1か月 | ¥3,500- |
| | 3か月 | ¥10,000- |
| | 6か月 | ¥19,000- |